

令和6年度森林環境譲与税の使途について

尾張旭市

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第3項により、その使途を下記のとおり公表する。

事業区分	事業名	事業内容	事業総額(単位:千円)		
			(A)+(B)	(A)森林環境譲与税	(B)他の財源
木造公共建築物の整備等	保育園遊戯室床改修工事事業	国産材を活用し、保育園遊戯室の床張替工事を行う。	5,335	5,300	35
木造公共建築物の整備等	子育て支援センター木製備品整理事業	子育て支援センターに木製の机、椅子、遊具等を整備する。	461	436	25
森林・林業・木材普及活動等	全国植樹祭理念継承事業	全国植樹祭の理念を継承するとともに、木材利用促進や普及啓発等を図るため、各種PR事業等を行う。	2,624	2,600	24
木造公共建築物の整備等	小・中学校施設維持運営事業	小・中学校に木製の机・椅子等を整備する。	2,907	2,900	7